

(別紙様式 2 - 1 (実施要項第 4 条関係))

<p><b>&lt; 案件名 &gt;</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(素案)</p>	
区 分	内 容
政策等の趣旨	<p>社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、市民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。</p>
〃 目的	<p>市内部での個人番号の利用、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の照会・提供により、市民が行う各種手続の際の添付書類の省略等を図り、市民の負担を軽減するとともに、行政事務の効率性、正確性の向上を図る。</p>
〃 立案の経緯	<p>平成 2 5 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)が公布され、マイナンバー制度の導入が決定された。番号法では、地方公共団体内の同一執行機関での個人番号の利用、他の執行機関への特定個人情報の提供については、条例を制定することとなっている。</p>
立案する際に整理した考え方及び論点	<p>番号法において、個人番号を利用できる事務、照会・提供できる特定個人情報は社会保障分野、税分野、災害対策分野に限定されており、市内部での個人番号の利用、特定個人情報の照会・提供についても、番号法に則り対象事務、特定個人情報の整理を行っている。</p>
理解するための資料	
ア 根拠法令	番号法
イ 上位計画等の概要	
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	
エ その他、必要な資料	<p>資料 1 制度の概要            資料 2 条例の制定について            資料 3 条例の構成</p>
意見提出の注意事項	
取扱い等結果の公表予定日	平成 2 7 年 9 月下旬